

■学校経営のポイント

「いじめ理解教育」の推進を

喜名 朝博

「いじめ防止対策推進法」の成立から10年、認知件数は増加傾向にあるが、それは教師のいじめに気付く力の高まりや、いじめの定義が浸透してきたことの現れでもある。重要なことは、認知件数の多寡ではなく、解消率を高めていくことであり、解消率の高さは、いじめ解消に積極的に取り組んでいる証でもある。

いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」（2条。下線は筆者による）。

かつての定義にあった「自分より弱い者に対して一方的に」や「身体的・心理的な攻撃を継続的に加え」、「相手が深刻な苦痛を感じている」といった文言がなくなり、下線のように対象となった子どもが苦痛を感じていると訴えれば、いじめとなる。となれば、当然のように認知件数は多くなり、いじめの幅は拡大していく。

いじめの幅の拡大と多様性の理解

いじめた側の子どもがよく口にするのは「自分はいじめていない、ふざけただけだ」という言葉である。本人はそのつもりかもしれないが、いじめられた子どもが心身の苦痛を感じたと訴えれば、それは、いじめである。ここで難しいのが、心身の苦痛の感じ方は、子どもによって異なるということであり、これがいじめの幅を拡大させることになる。

同じことをされたり言われたりしても、その感じ方は人によって異なるということを理解しなければ、い

じめの防止にはつながらない。また、自分がされたら嫌だと思うことはしないという、自分に置き換える指導も通用しない。自分に置き換えるのではなく、相手の立場に立つ指導が必要となる。相手の立場に立つことは、想像力の発揮と多様性の理解に他ならない。

我々が多様性を語るとき、自分以外にたくさんの方の見方や考え方、価値観があるといった自分視点で捉えがちである。しかし、自らも多様性の一部だと考えなければ相手の立場に立つことはできない。

同時に、同質性や画一性を重視してきた歴史的背景や学校文化がいじめの温床になってきたことも忘れてはならない。

理解教育の推進

いじめ問題の対応の基本は、常に「いじめはある」という危機感をもって、早期発見・早期対応に当たることである。また、いじめを許さない学校や学級の風土づくりに取り組むことも重要である。

さらに、今こそ必要なのは「いじめ理解教育」ではないか。世の中にこれだけ「〇〇教育」があるのに、いじめ理解教育は聞かない。法の意義やいじめの定義を子どもたちに理解させる教育が必要である。いじめ問題が複雑化するのはいじめの理解が子どもたちも教師も異なることにある。いじめは、法律でも禁止された許されない行為であり、ここに個人の価値観や多様性の入り込む余地はない。

4条の拡大を

本法4条には「児童等は、いじめを行ってはならない」とある。児童等だけではなく、全ての人と置き換えるべきである。社会全体が弱者への優しさを失っている。〇〇ハラスメントも横行している。子どもたちの行動は大人社会を反映しているのだ。

(きな・ともひろ＝国士舘大学教授／全国連合小学校長会顧問)

●学校管理職のリアルなお悩みを、妹尾さんと考える！《最新刊！》

校長先生、教頭先生、そのお悩み解決できます！

妹尾昌俊【著】 A5 判／定価 2,420 円

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、小社HP <https://www.kyouiku-kaihatu.co.jp> をご利用ください。

